

第2期 新させぼっ子 未来プラン

～“キラッ人”で子育てしやすいまちづくり～

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度▶令和6年度



佐世保市

はじめに



佐世保市では、子育てがしやすい社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て3法の施行（平成24年8月）と、それに伴う「子ども・子育て支援新制度」の導入を受け、より地域のニーズに基づいた計画として、平成27年に「新させぼっ子未来プラン」を策定しました。また、この計画に基づき、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指し、子ども・子育てに係る各種施策・事業に取り組んでまいりました。

近年、少子化の問題や核家族化、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの変化がより顕著となっており、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく様変わりする中、国による全世代型社会保障の考えの下、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月にスタートするなど、社会全体において子ども・子育て支援充実の必要性が高まっています。

このような状況を受け、市民アンケートや各方面へのインタビュー等によるニーズ調査を行い、地域の子ども・子育てに係る実情の把握を図るとともに、子育て関係者等で構成する「佐世保市子ども・子育て会議」において専門的かつ幅広い観点からご意見等を賜りながら、このたびの「第2期 新させぼっ子未来プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、令和という新時代において「キラっ^と人で子育てしやすいまちづくり」を目指し、各種施策やプロジェクトを着実に推進してまいります。

最後になりますが、「第2期 新させぼっ子未来プラン」の策定にあたり多大なご協力を賜りました「佐世保市子ども・子育て会議」の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました市民の皆様には感謝の意を表しますとともに、今後のプラン推進につきましても、子ども・子育てに関わる“オール佐世保”の一員として、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

佐世保市長 朝長 則男

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の名称.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4

第2章 現状と課題

1 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題.....	6
1 少子化の進行.....	6
2 子どもの貧困.....	9
3 核家族化の進行.....	12
4 共働き世帯の増加.....	13
5 佐世保市におけるこれまでの取組.....	15
2 市民アンケート調査結果の概要.....	16
3 佐世保市の今後の課題.....	20

第3章 計画の基本方針

1 佐世保市の子育てにおける将来像.....	22
2 施策の推進.....	23
3 計画の体系.....	24
4 包括的重点プロジェクト.....	25

第4章 具体的な取組

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実.....	32
1 妊娠・出産等に関する知識の普及.....	33
2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減.....	34
3 子どもの療育と発達支援.....	38
4 経済的支援の充実.....	39
2 地域での子どもと子育ての支援.....	40
1 地域における子育て支援の充実.....	41
2 地域における子どもの健全育成.....	43
3 幼児教育・保育の充実.....	45
1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上.....	46
2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開.....	47

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	50
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	54
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	65

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進と進捗管理	68
--------------------	----

資料編

1 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿	70
2 佐世保市子ども・子育て会議審議経過	71
3 用語解説	72

本文に「※」のある用語は、資料編に用語解説（P.72～）を示しています。なお、「※」は、用語が最初に出てくる場所のみ記載しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

全国的に、少子化の問題や核家族[※]化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成 27 年 3 月に策定し、各種施策・事業を展開しています。

また昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国においては、「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化が進められる一方、佐世保市においても、平成 28 年 4 月の中核市移行に伴い、児童福祉及び母子保健に関する移譲事務権限への対応のほか、令和元年度には西九州させぼ広域都市圏^{＜※＞}を形成し、各種連携事業の推進を図るなどの新たな動きが見られます。

このような背景を踏まえ、現計画である「新させぼっ子未来プラン」の計画期間が令和元年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、令和 2 年度を始期とする次期計画の策定が求められています。

＜※＞西九州させぼ広域都市圏とは、近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、共同で経済支援を行うなど、スケールメリットを生かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の 12 の自治体で構成。

2 計画の趣旨

上記背景を踏まえ、これらの重い課題や大きな政策、また絶えず変化する子どもや子育てを取り巻く環境に対する市民ニーズを含め、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施策・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

2 計画の名称

本計画は、名称を

「第2期 新させぼっ子未来プラン」

とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法^{*}」に基づく市町村事業計画として位置づけるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

なお、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて、計画期間中においても見直しを行うこととします。

平成 27 年度～令和元年度					令和 2 年度～令和 6 年度				
「新させぼっ子未来プラン」									
					「第2期 新させぼっ子未来プラン」				

5

計画の策定体制

1 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に3分科会＜※＞を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

＜※＞3分科会

- (Ⅰ) 母子保健の推進と安心な育児環境の充実
- (Ⅱ) 地域での子ども・子育て支援
- (Ⅲ) 幼児教育・保育の充実

なお、議論にあたっては、ワークショップを通じ多くの意見等を引き出すなど、会議の活性化に資する手法を用いた運営を講じながら、議論を重ね、計画の策定を進めました。

2 市民アンケート調査等の実施

子育て世代のニーズを十分に把握するために、市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者（回答数:1,523人）へのアンケート調査をはじめ、市内小学校に通う全ての児童保護者（回答数:10,981人）を対象とする放課後児童クラブに関するアンケート等を実施しました。

また、市長や市議会議長へのトップインタビューのほか、障がい児を持つ保護者や子育てサークルの関係者を対象としてグループインタビューを実施しました。

3 パブリックコメントの実施

広く市民の意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、22人から合計40件の意見が寄せられました。

第2章 現状と課題

1

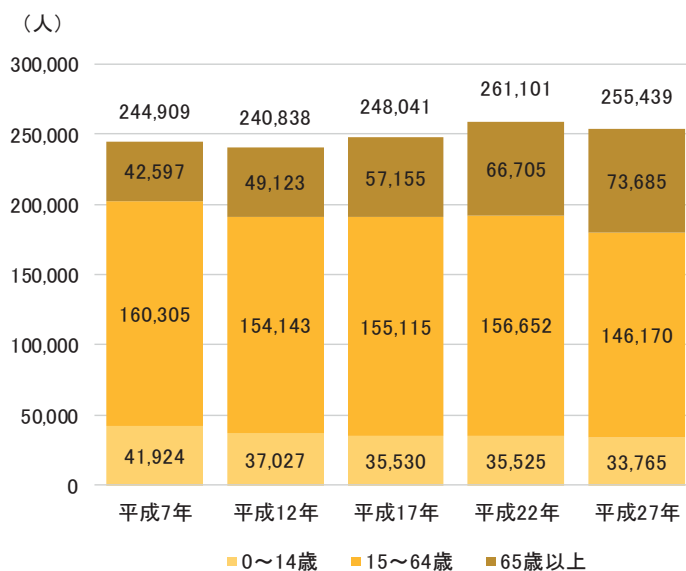
佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題

1 少子化の進行

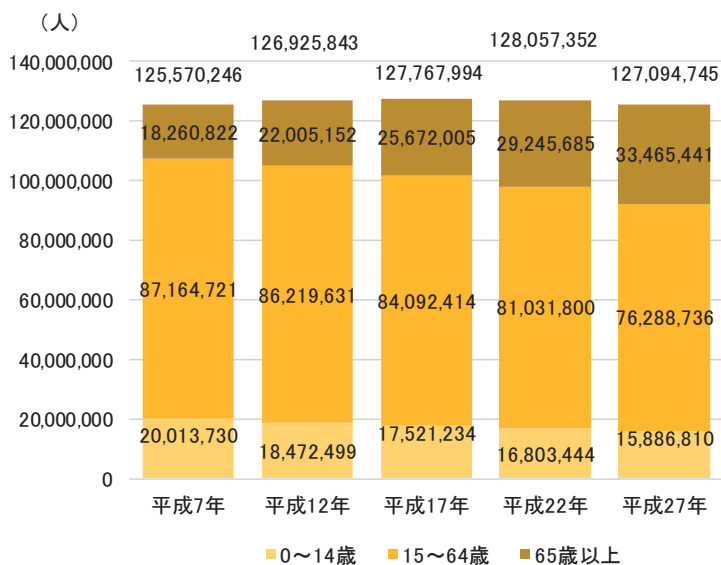
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は平成 12 年以降増加が続いていましたが、平成 27 年には減少に転じ、255,439 人となっています。これは全国の傾向と同じであり、人口減少社会が到来したことがわかります。

■ 佐世保市



■ 全国

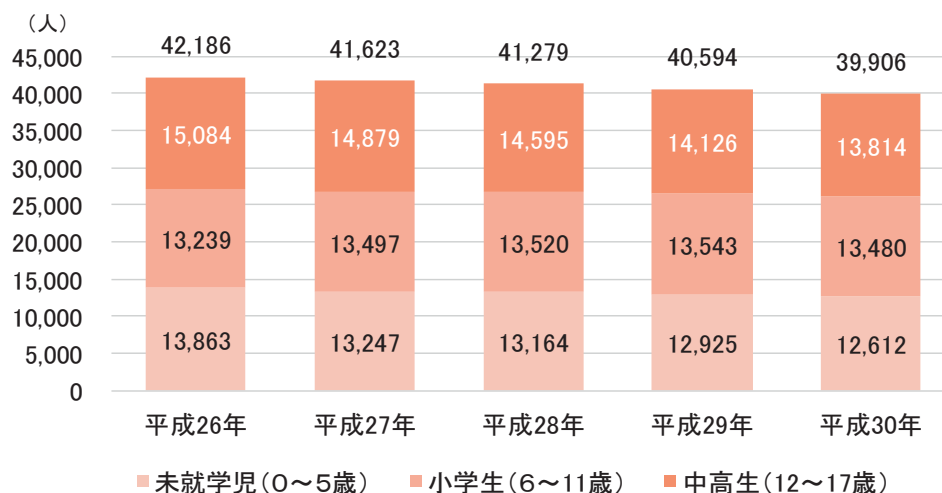


資料：国勢調査

※グラフには「年齢不詳」の人数を記載していないため、グラフ上の数値の合計と総人口の数値は一致しません。

② 18 歳未満人口の推移

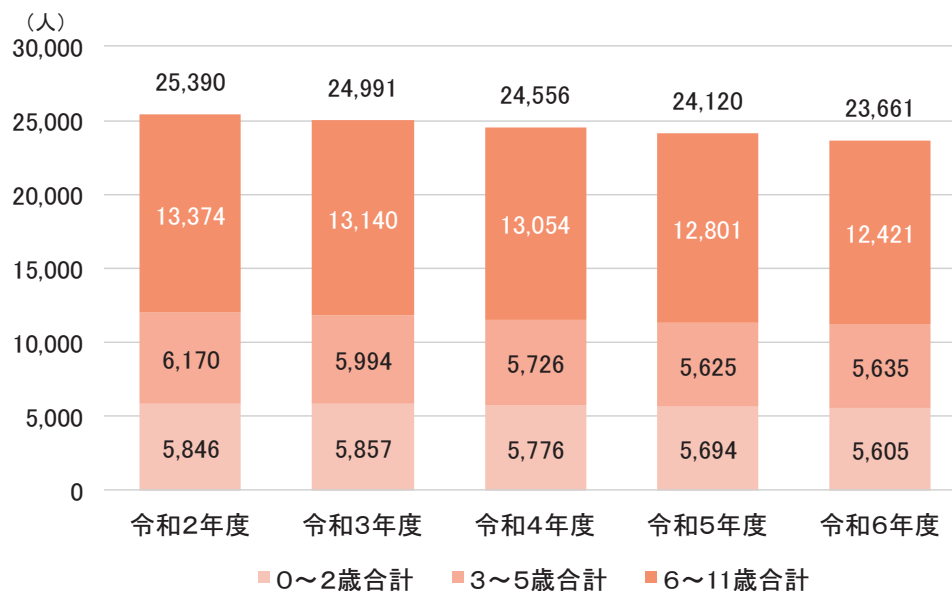
全国的に急速な少子化が進行しており、本市においても、18 歳未満人口が平成 26 年から 30 年にかけて 2,280 人減少し、約 5.4%の減少となっています。



資料：住民基本台帳

③ 未就学児・小学生人口の推計

今後も急速な少子化の進行が続くことが予想され、令和 2 年度には 25,390 人、令和 6 年度には 23,661 人になることが推計されています。



資料：住民基本台帳を基準に推計

④ 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数の推移をみると、本市でも減少傾向が続いています。また、本市の合計特殊出生率をみると、全国平均を上回り、同規模自治体の中では比較的高い水準にあるものの、平成 25 年の 1.82 をピークに減少傾向にあり、平成 29 年は 1.68 となっており、少子化の克服が最重要課題として捉えています。

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数（佐世保市）		2,386	2,347	2,392	2,280	2,234	2,159	2,059
出生 率 合計 特殊	全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
	長崎県	1.60	1.63	1.64	1.66	1.67	1.71	1.70
	佐世保市	1.73	1.75	1.82	1.79	1.72	1.72	1.68

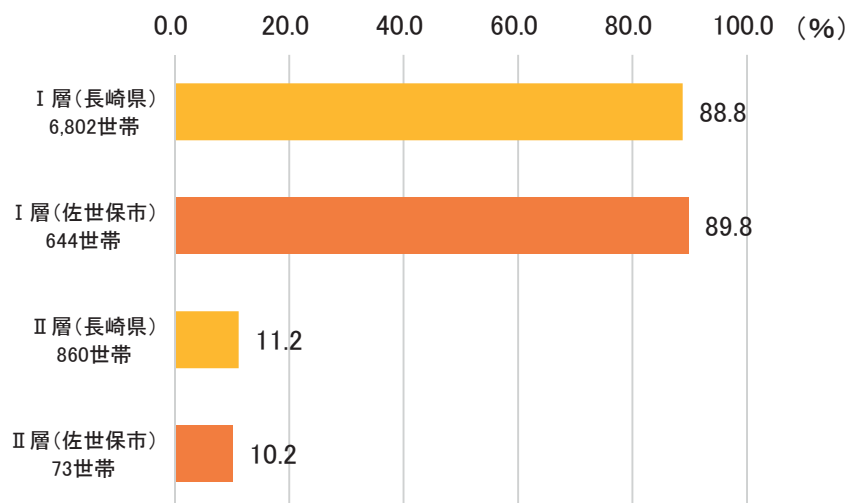
資料：人口動態統計、長崎県衛生統計年報

2 子どもの貧困

長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、県内 20 市町で小学 5 年生及び中学 2 年生の子どもと保護者を対象に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。この調査における佐世保市の結果について、記載をしています。

① 所得階層別世帯割合

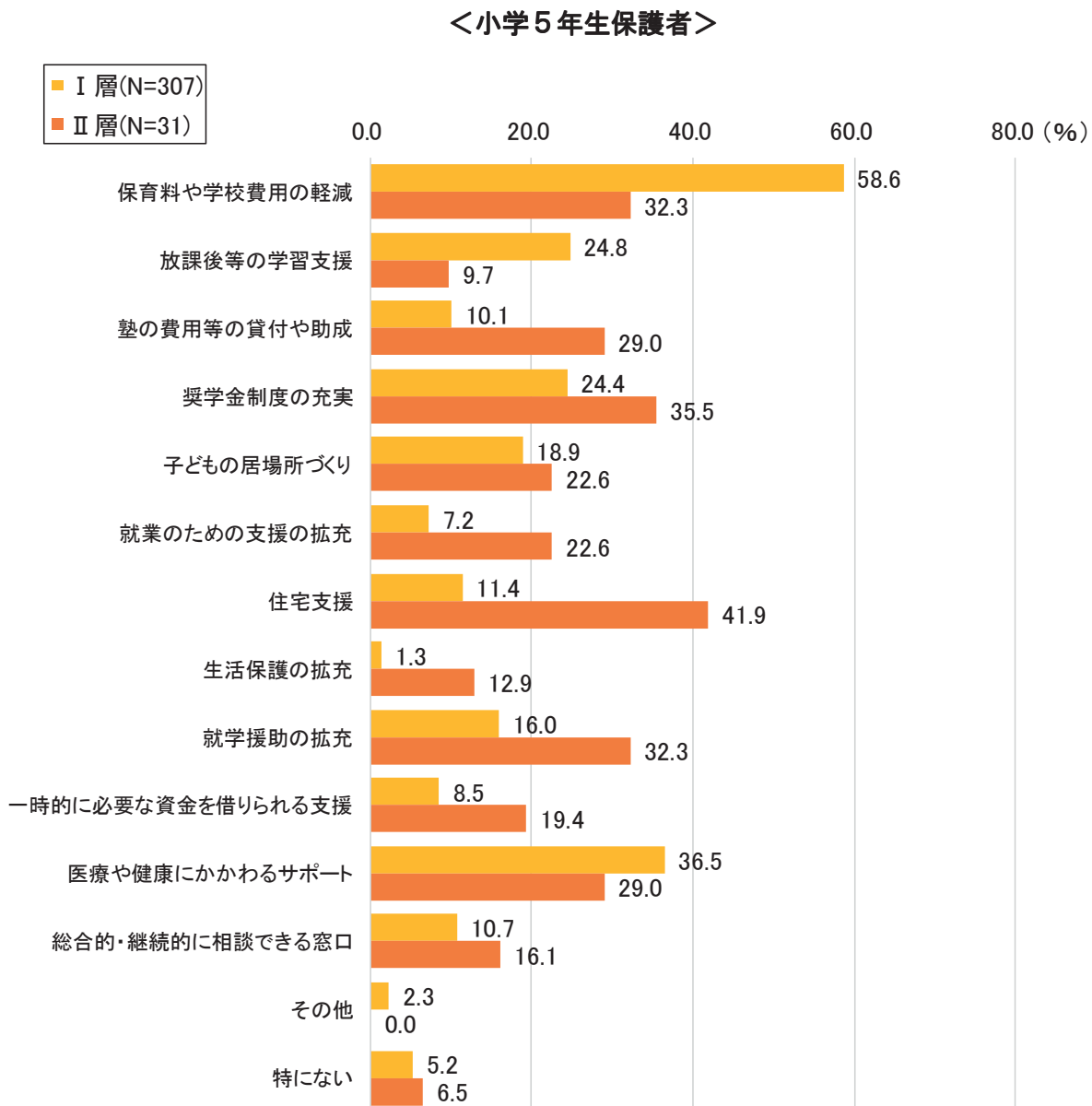
本調査では、等価可処分所得* 92.7 万円以上を「Ⅰ層」、92.7 万円未満を「Ⅱ層」と定義し、集計を行いました。子どもの相対的貧困率*（グラフ中の所得階層「Ⅱ層」の割合）は県内の 11.2%に対し、市内は 10.2%となっており、県の数値より下回っているものの、一定数の世帯がⅡ層にいることがわかります。



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

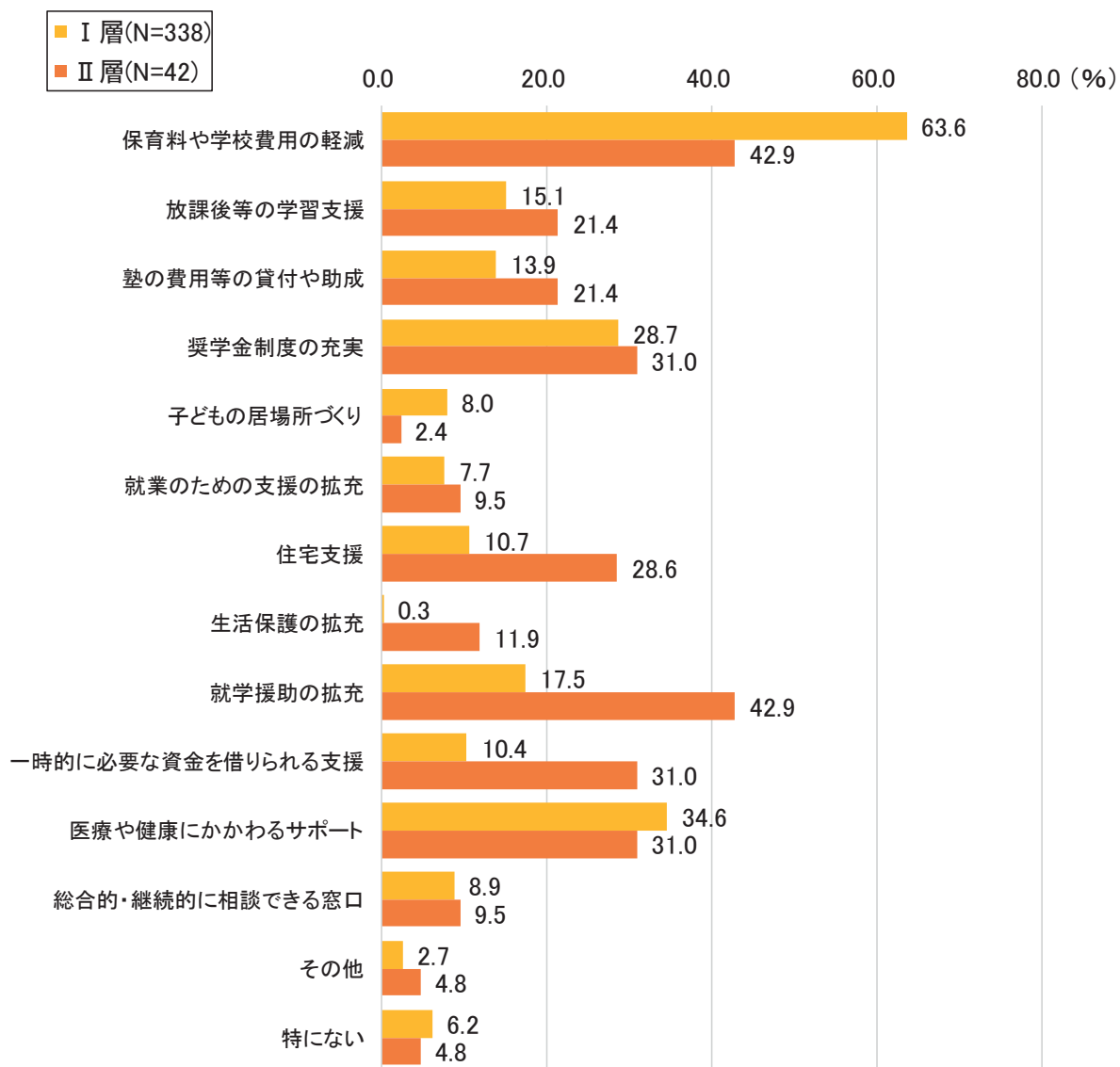
② 子どもを育てていく上で必要と思う支援

小学5年生保護者についてみると、Ⅰ層の回答では「保育料や学校費用の軽減」が58.6%で最も高くなっているのに対し、Ⅱ層の回答では「住宅支援」が41.9%で最も高くなっています。中学2年生保護者についてみると、Ⅰ層は同様に「保育料や学校費用の軽減」が63.6%で最も高くなっているのに対し、Ⅱ層では「保育料や学校費用の軽減」と「就学援助の拡充」が42.9%と最も高くなっています。



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

<中学2年生保護者>

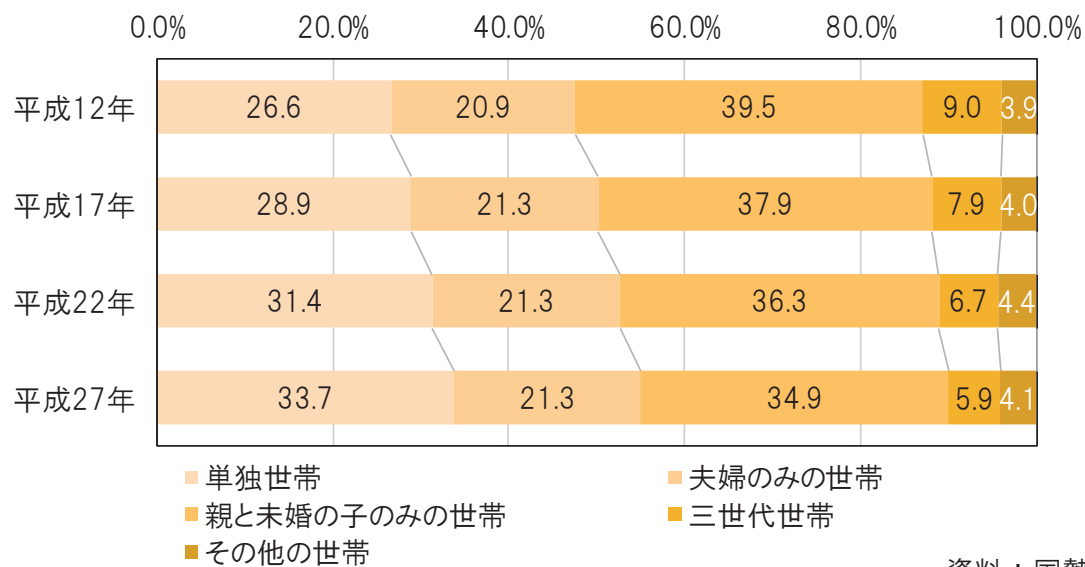


資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

3 核家族化の進行

① 世帯構成割合の推移

本市の世帯構成割合の推移をみると、「単独世帯」割合が増加しているほか、「三世代世帯」割合が減少しており、核家族化の進行がみられます。

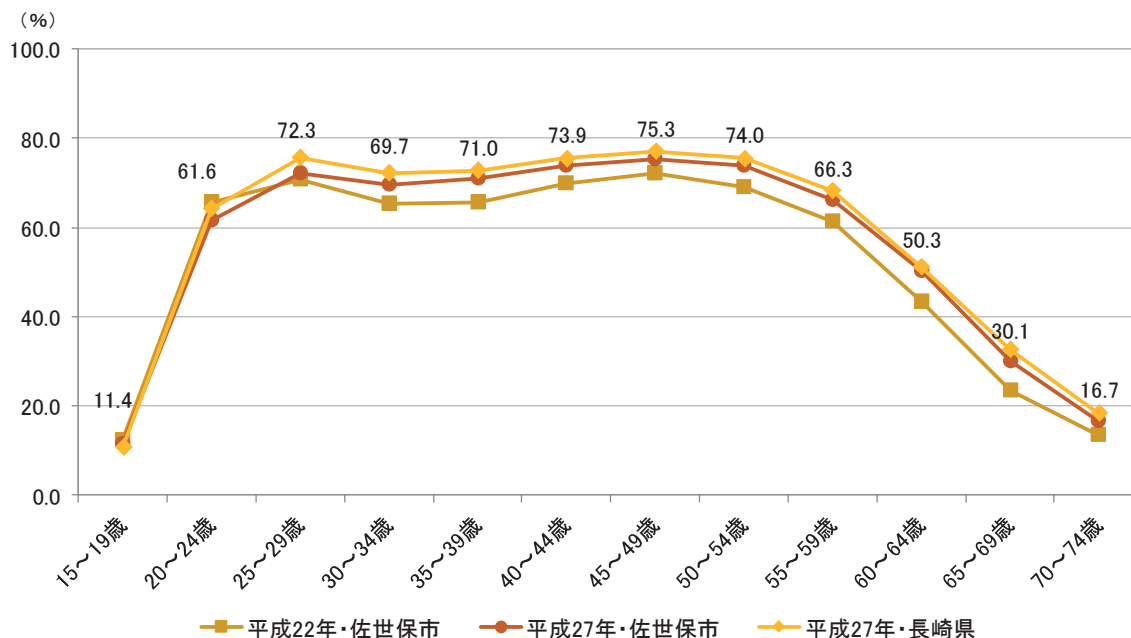


資料：国勢調査

4 共働き世帯の増加

① 女性の就業率の状況

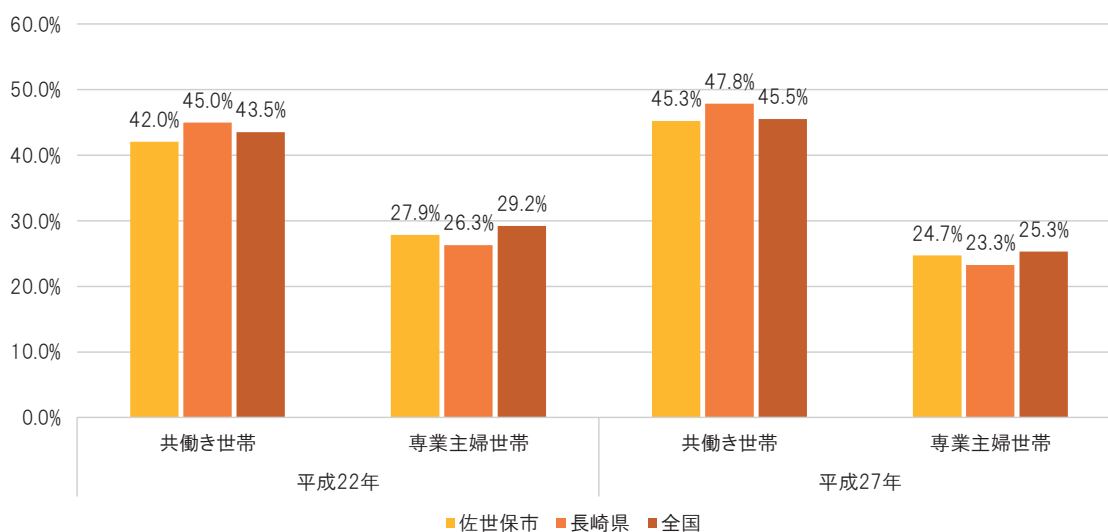
本市の女性の就業率は、平成22年から27年にかけて幅広い世代で増加しており、就業が進んでいるとともに共働き世帯が増加していることがうかがえます。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
平成22年・佐世保市	12.4	65.6	70.7	65.2	65.5	69.9	72.1	69.0	61.4	43.3	23.4	13.4
平成27年・佐世保市	11.4	61.6	72.3	69.7	71.0	73.9	75.3	74.0	66.3	50.3	30.1	16.7
平成27年・長崎県	10.7	64.2	75.6	72.2	72.8	75.4	77.1	75.5	68.3	51.1	32.6	18.3

資料：国勢調査

② 共働きの世帯の割合

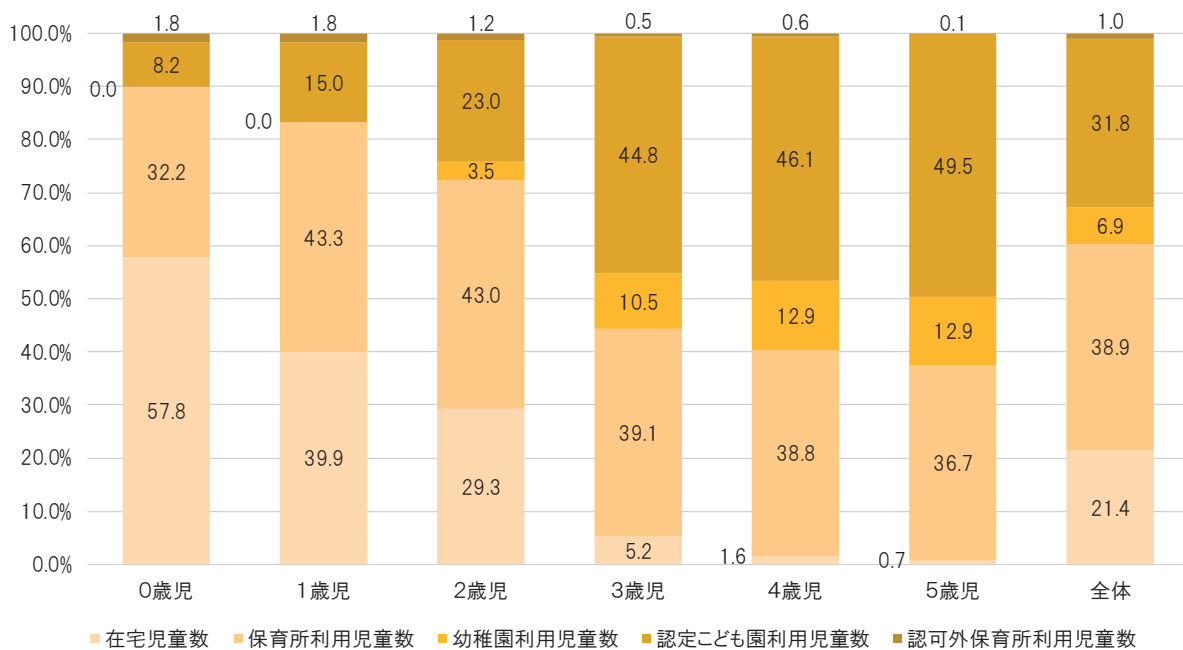


資料：国勢調査

③ 在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園*利用の状況

在宅児童数割合は0歳児が57.8%と最も高く、年齢が高くなるにつれ割合が減少していきます。保育所利用児童数割合は1～5歳児にかけて全体の約40%、認定こども園利用児童数割合は3～5歳児にかけ約40～50%となり、保育所利用児童数割合を上回っています。一方で、幼稚園利用児童数割合については、認定こども園への移行等の影響もあり、3～5歳児にかけて全体の10%超の利用となっています。

<在宅児童数、保育所・幼稚園・認定こども園利用児童数（平成30年10月現在）>



年令	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認定こども園利用児童数	認可外保育所利用児童数
0歳児	2,012	1,163	648	0	165	36
1歳児	2,126	849	920	0	319	38
2歳児	2,181	640	937	77	501	26
3歳児	2,202	114	860	232	986	10
4歳児	2,346	38	910	303	1,082	13
5歳児	2,292	17	841	296	1,135	3
全体	13,159	2,821	5,116	908	4,188	126

資料：佐世保市

5 佐世保市におけるこれまでの取組

《主な取組(平成 25 年度以降)》

区 分	取組項目
制 度	○子ども・子育て支援新制度スタート（平成 27 年度） ○中核市移行に伴う県からの権限移譲（平成 28 年度） ○「西九州させぼ広域都市圏」に係る連携協約締結（平成 30 年度） ○幼児教育・保育の無償化スタート（令和元年 10 月）
事 業	○利用者支援事業[保育コンシェルジュ[*]の配置]の実施（平成 27 年度） ○福祉医療の対象を乳幼児から小中学生までに拡大（平成 28 年度） ○母子保健の相談窓口「ままんちさせぼ」開設（平成 29 年度）
施 設	○「子ども発達センター」の常盤町への移転・供用開始（平成 26 年度） ○白南風小学校内に「幼児まどか教室」開設（平成 29 年度）

2 市民アンケート調査結果の概要

1 子ども・子育て支援*に関するアンケート実施概要

○調査対象

佐世保市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者約3,000名

○実施時期

平成30年10月～平成31年1月

○実施方法

上記調査対象者を無作為に抽出し、郵送によりアンケートを配布・回収

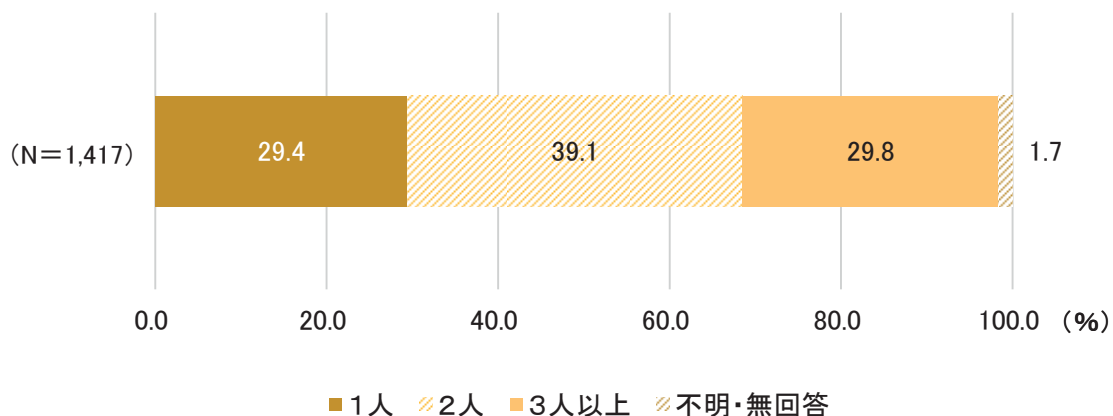
○回収・回収率

配布数	回収票数	有効回収票数	有効回収率
3,035	1,523	1,523	50.2%

2 調査結果

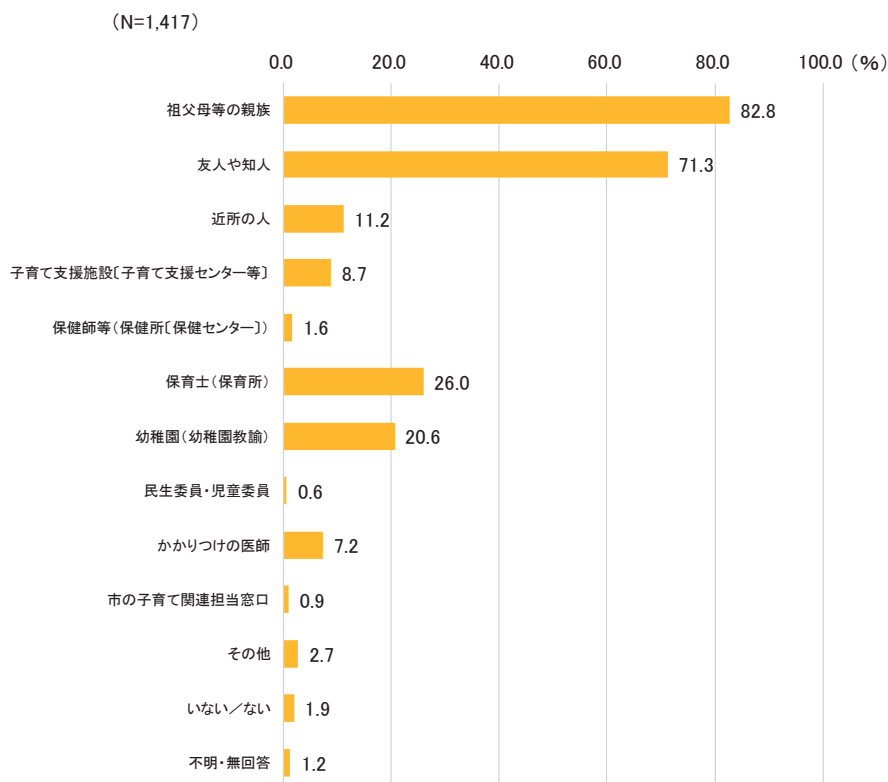
Q. お子さんは何人いらっしゃいますか。

お子さんの人数は「2人」が39.1%と最も高く、「1人」が29.4%、「3人以上」が29.8%の順で続いています。



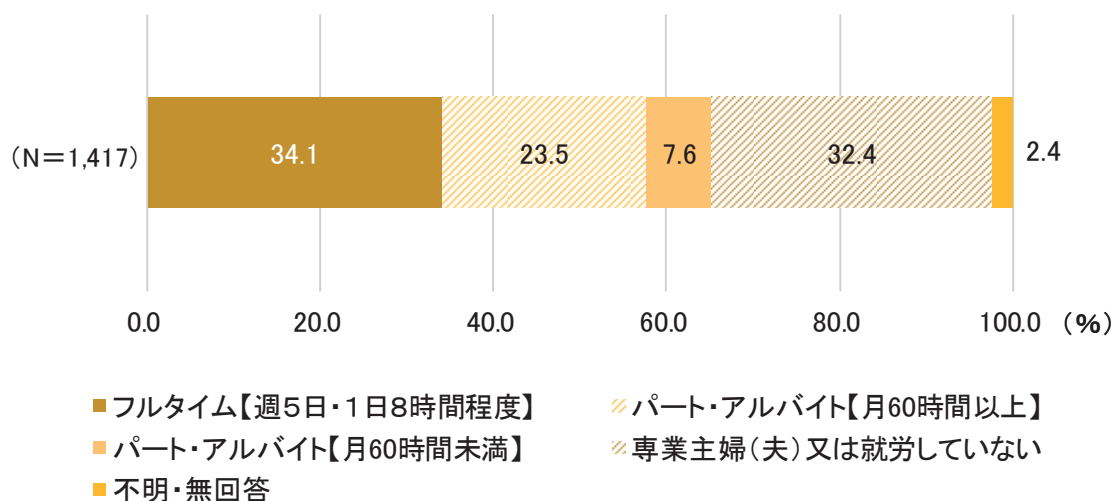
Q. お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか。

気軽に相談できる人や団体・機関等を尋ねる質問では、親族や友人・知人が突出して多くなっている一方で、行政機関等は 1 割にも満たない状況です。多くの人が身近な人以外（行政機関など）への相談に対し抵抗感があることがうかがえます。そのため、誰もが気軽に相談できる方法の検討が課題といえます。



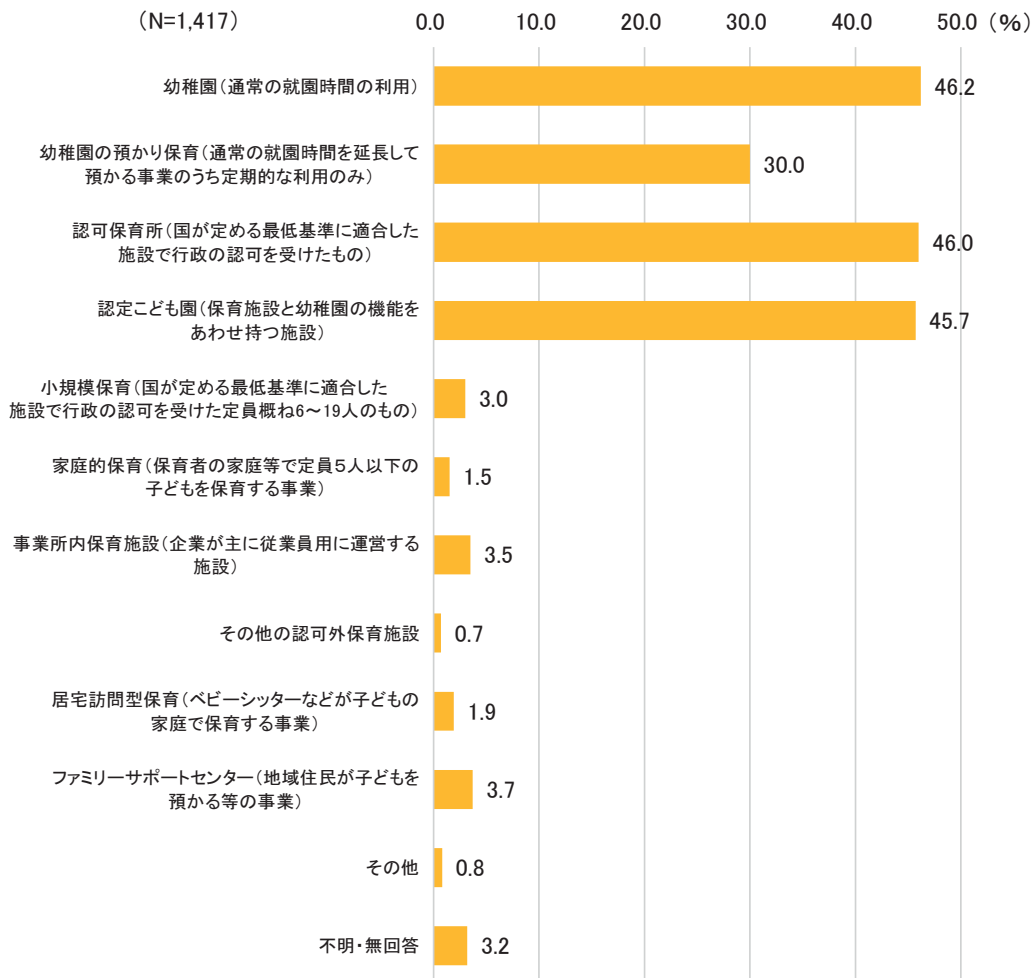
Q. 保護者(母親)の就労状況(自営業・家族従事者含む)について、現在の状況をお答えください。

「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が 34.1%で最も高く、「専業主婦(夫)又は就労していない」が 32.4%、「パート・アルバイト【月60時間以上】」が 23.5%で続いています。母親もフルタイムで働いている割合が高くなっていることがうかがえます。



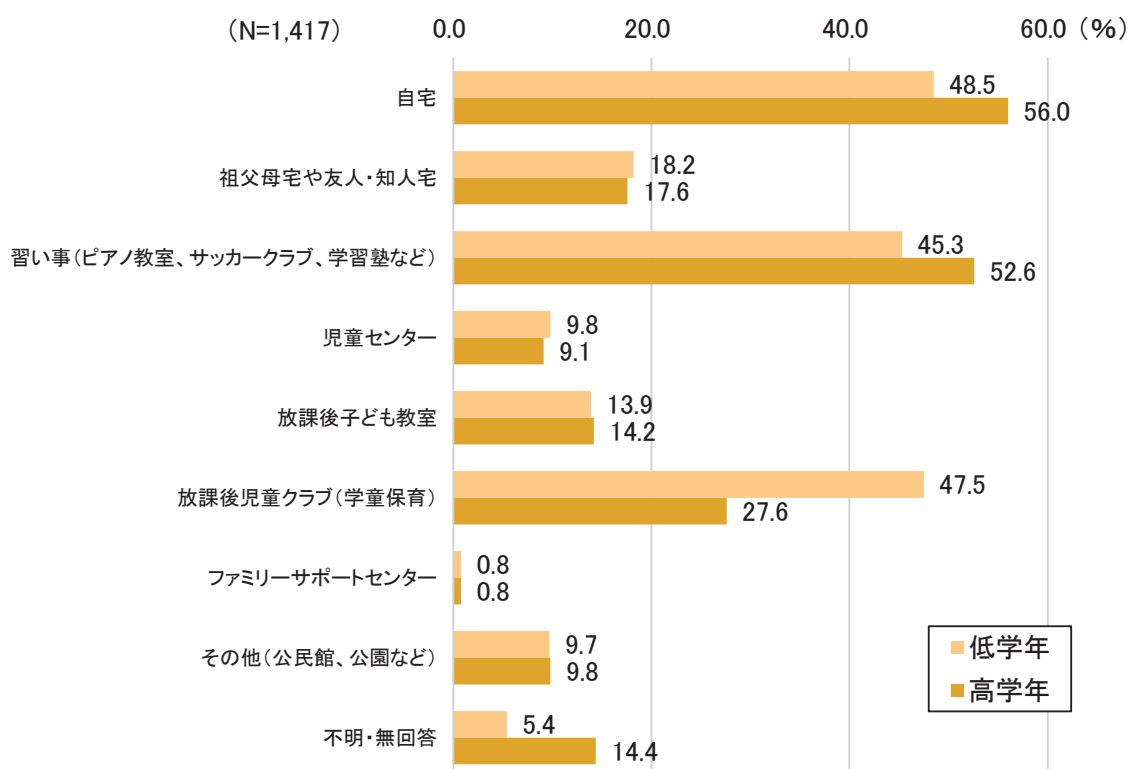
Q. 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

平日に定期的に利用したい施設としては、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が46.2%、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で行政の認可を受けたもの）」が46.0%、「認定こども園（保育施設と幼稚園の機能をあわせ持つ施設）」が45.7%と突出して多く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が30.0%と続いています。



Q. お子さんが小学校に入ったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校入学後における放課後の過ごし方は、「自宅」が低学年 48.5%、高学年 56.0%とともに最も高く、次いで、低学年では順に「放課後児童クラブ（学童保育）」が 47.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 45.3%となっており、一方、高学年では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 52.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 27.6%となっています。



3

佐世保市の今後の課題

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しており、特に多くの市民が子育てに係る経済的負担を感じています。また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

2 地域での子どもと子育ての支援

身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進行や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

3 幼児教育・保育の充実

保育所等の待機児童について、平成 17 年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細やかなものに変化しています。一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

第 3 章 計画の基本方針

1 佐世保市の子育てにおける将来像

●● 佐世保市が目指す都市像

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

●● 望まれる姿

**子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち**

社会指標	現状値（平成 30 年度）	目指す方向
合計特殊出生率※ ¹	1.71※ ²	
子ども女性比※ ³	0.22470	

※¹ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※² 平成20年～24年調査分

※³ 0歳から4歳人口(男女計)を15から49歳女性人口で除した値

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

2 施策の推進

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

また、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

2 地域での子どもと子育ての支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

3 幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

なお、幼児教育の充実にあたっては、「人材」育成の観点により、「佐世保市教育方針^{*}」を踏まえながら推進します。

3 計画の体系

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

施策	施策の方向性	具体的な取組
1 母子保健の推進と安心な 育児環境の充実	(1) 妊娠・出産等に関する知識の普及	① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進 ② ライフデザイン構築のための支援 ③ 食育による子育て支援
	(2) 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	① 安全で健やかな妊娠・出産への支援 ② 乳幼児健康診査の適切な実施 ③ 家庭訪問による支援 ④ 子どもに関する相談支援 ⑤ 児童虐待の未然防止 ⑥ ひとり親家庭等の自立促進(佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画)
	(3) 子どもの療育と発達支援	① 子ども発達センターと地域での障がい児支援 ② すぎのこ園での障がい児支援
	(4) 経済的支援の充実	① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ② 福祉医療制度の運用
2 地域での子ども 子育ての支援	(1) 地域における子育て支援の充実	① 地域子育て支援機能の充実 ② ファミリーサポートセンターの運営 ③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート ④ 子育てサポーターの養成 ⑤ 子育て支援意識の高揚 ⑥ 事業者の子育てに対する理解促進
	(2) 地域における子どもの健全育成	① 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進 ② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり
3 幼児教育・ 保育の充実	(1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	① 幼児教育・保育環境の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上
	(2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	① 延長保育等の実施 ② 病児保育の推進 ③ その他の保育事業

子どもの心身の安全を守るプロジェクト

子どもの貧困対策プロジェクト

ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト

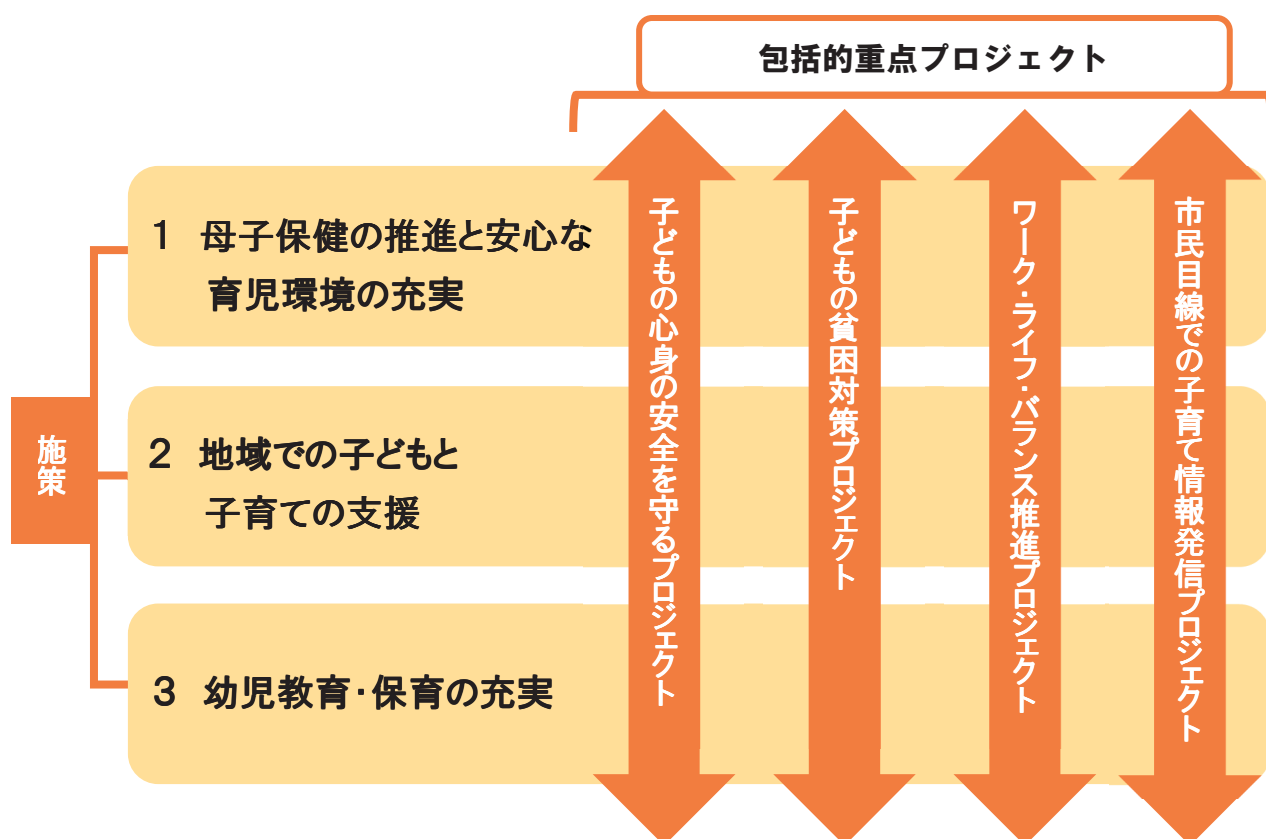
市民目線での子育て情報発信プロジェクト

4 包括的重点プロジェクト

1 プロジェクトの位置づけ

包括的重点プロジェクトは、3つの施策の枠を超えた(とらわれない)特定の目的達成及び各施策の牽引のため、施策を横断しながら包括的に推進する取組群の総称であり、単独目標では得られない相乗効果の創出を意図するものです。

なお、取組状況によっては、子育て支援以外の分野にわたり連携しながら効果的な対応を図ります。



2 推進にあたって

包括的重点プロジェクトの推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」に分科会を置き、各種取組の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCA サイクルの実践)を実施します。

3 プロジェクトの内容

① 子どもの心身の安全を守るプロジェクト

子どもの心身の安全を取り巻く環境は、厳しさを増しており、母子への切れ目ない支援とともに、幼児教育・保育現場のみならず、身近な地域等が一体となった対応が重要となっています。

佐世保市においては、切れ目ない相談支援の強化や虐待や事故等の防止を通じ、支援が必要な子どもや家庭を把握し、子どもの心身の健康と安全を確保するための環境づくりを進めます。

【主な取組】

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

- 安全で健やかな妊娠・出産への支援
- 乳幼児健康診査の適切な実施
- 家庭訪問による支援
- ひとり親家庭等の自立促進
- 児童虐待の未然防止
- 子ども発達センターと地域での障がい児支援

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進
- 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育の質の向上
- その他の保育事業



② 子どもの貧困対策プロジェクト

子どもの家庭環境が多様化・複雑化する中で、「相対的貧困」状態にある子育て家庭を指す子どもの貧困が全国的な社会問題となっています。

佐世保市においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる環境づくり、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりを進めます。

[主な取組]

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

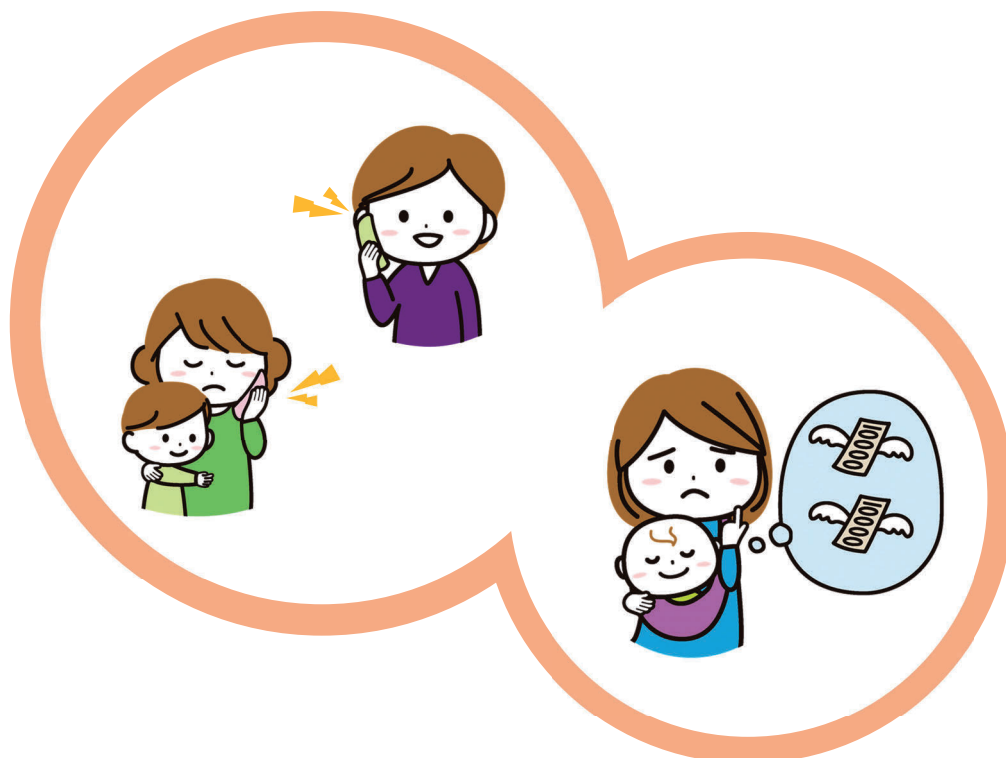
- 子どもに関する相談支援
- ひとり親家庭等の自立促進
- 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施
- 福祉医療制度の運用

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進
- 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育環境の充実
- 幼児教育・保育の質の向上



③ ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト

近年、女性の就業率が向上するとともに、共働き世帯が増加していく中で、子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できる社会の構築が求められています。

佐世保市では子育て支援を念頭に置いたワーク・ライフ・バランス※の向上を推進していくため、事業者、保護者、市民等がそれぞれの役割を理解しながら、子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めるとともに、働き方改革等を通じ、実践につながる環境づくりを進めます。

【主な取組】

《施策》母子保健の推進と安心な育児環境の充実

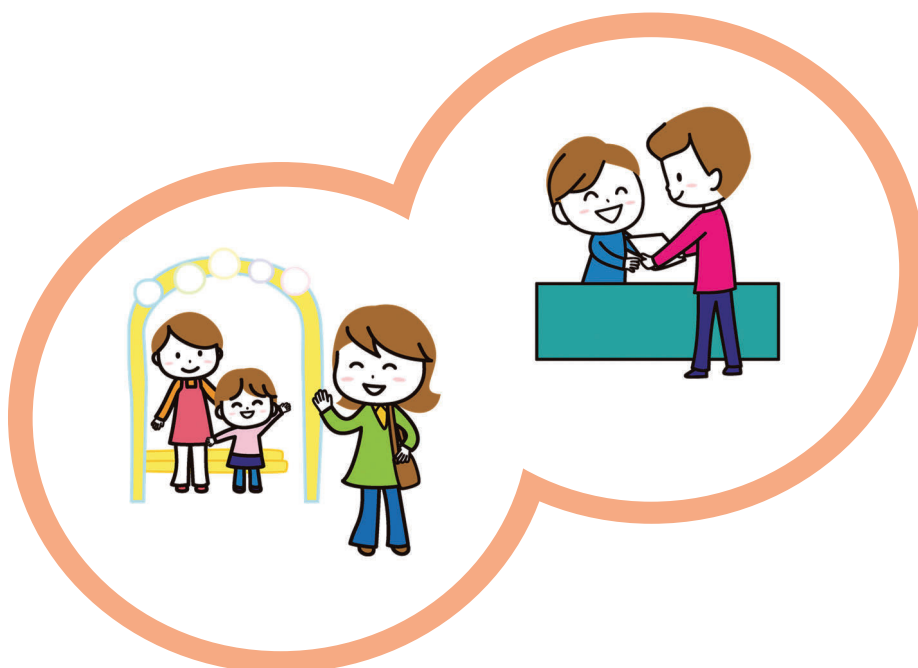
- ライフデザイン構築のための支援

《施策》地域での子どもと子育ての支援

- 子育て支援意識の高揚
- 事業者の子育てに対する理解促進
- 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進

《施策》幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育環境の充実
- 時間外の保育
- 病児保育の推進
- その他の保育事業



④ 市民目線での子育て情報発信プロジェクト

子育て支援においては、それぞれの子育て世帯が必要とする情報についていかに手軽にたどり着き、また、わかりやすく知ることができるかが重要となります。

佐世保市では、窓口や広報、ホームページ等多様な媒体を活用し、子ども・子育てに関する必要な情報をよりわかりやすく提供することにより、子育て中の保護者が利用するイベントやサービスを選択し、また、保護者同士のネットワークの構築に繋げることができる環境づくりを進めます。

[主な取組]

《子育て支援情報の発信》

- インターネット(ホームページ、SNS、子ども・子育てWEBサイト「すくすくSASEBO」)等の多様な媒体や、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用するなど、わかりやすく、きめ細やかな情報発信を行います。

《利用者への個別支援》

- 子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設*や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、専用窓口を設置したうえで、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、利用支援等を行います。



第4章 具体的な取組

1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
乳幼児健康診査受診率	95.4%	96%
乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	99.2%	100%

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。
- 産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

取組体系

- （１）妊娠・出産等に関する知識の普及
- （２）母子への切れ目のない支援と育児不安の軽減
- （３）子どもの療育と発達支援
- （４）経済的支援の充実



○乳幼児健康診査の様子

1 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

- 幼児期から「いのちのお話会」の実施等を通じ、いのちの大切さや性について知る機会を提供し、理解の促進に努めます。
- 保護者に対しては、「いのちのお話会」、「保護者の勉強会」を開催するなど、性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ場の提供を図ります。
- 推進体制に関しては、「市内性教育連絡会」にて、教育や保健福祉分野との連携を図るとともに、実践スタッフの育成を進めることにより、子どもの年齢に応じた適切な支援につなげます。

② ライフデザイン構築のための支援

- 市内の高校生や大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザイン〔生活設計〕の構築に係る意識啓発に努めます。
- 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、それぞれの家庭の状況等を確認しながら、必要に応じ、家族計画に係る指導・啓発を行います。

③ 食育による子育て支援

- 離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。



○離乳食講座の様子

2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センター※（ままんちさせぼ）を中心に、子どもや子育てに関する様々な相談に対応します。また、関係機関と連携・協力しながら、子どもや保護者の状況を把握し、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

- 子育て世代包括支援センター（ままんちさせぼ）を中心に、妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ目なく対応します。
- 妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行うとともに、仲間づくりを促進するために交流の場を提供します。
- 安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行いながら、産後ケア等の充実を図ります。
- 妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、父子健康手帳交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行います。
- 母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。
- 不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び一般不妊治療(人工授精)に係る費用に対し助成を行うとともに、不妊治療で妊娠した高年初産の妊婦やハイリスク妊婦については、相談や訪問等による対応を通じ、不安の軽減や心のケアに取り組めます。
- 離島という地理的条件や家族が長期不在となる生活環境など、妊婦の諸事情を考慮する中で、安心して出産できる環境を確保するため、定期健診や出産に伴う移動に要する費用等の一部を助成します。



○プレパパ学級の様子



○プレパパ学級の様子

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画※ 関係』 地域子ども・子育て支援事業※

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
利用者支援事業〔設置か所数〕 (基本・特定型／母子保健型)	1 か所／1 か所	1 か所／1 か所
〔設置か所数〕 (基本・特定型／母子保健型)		1 か所／1 か所

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
妊婦健康診査〔受診人数／延べ受診回数〕	2,023 人／23,984 回	1,840 人／22,080 回
〔実施体制〕	【実施場所】医療機関／【実施時期】随時実施	

② 乳幼児健康診査の適切な実施

- 疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査について、継続して行います。
- 健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行います。
- 乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。
- 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。

③ 家庭訪問による支援

- 子育ての孤立化防止や、育児不安の軽減につなげるため、家庭訪問員が生後 4 か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報を伝えるなどの支援を行います。なお、家庭訪問員については、専門家による研修や訪問員相互の研修により、資質の向上を図ります。
- 助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況を見ながら、個別に訪問指導を実施します。また、必要に応じ、養育支援家庭訪問事業へとつなげ、産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と連携を図りながら、助産師・養育支援訪問員によるサポートを通じて、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
乳児家庭全戸訪問事業〔対象者数〕	1,921 人	1,800 人
〔実施体制〕	市において実施	

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
養育支援訪問事業〔延べ訪問世帯数〕	141 件	170 件
〔実施体制〕	市において実施	

④ 子どもに関する相談支援

- 子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するため、子育て短期支援事業を継続して実施します。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
子育て短期支援事業〔延べ利用人数〕	66 人	130 人
〔延べ利用人数〕		130 人

⑤ 児童虐待の未然防止

- 子ども家庭支援全般、要支援児童及び要保護児童等への支援を総合的に担う子ども家庭総合支援拠点*の構築を図り、子育て世代包括支援センター「ままんちさせぼ」等による切れ目のない子育て支援を活用しながら、児童相談所等の関係機関との円滑な連携・協働の体制を推進します。
- 児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因（保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、保育所・幼稚園、学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応します。
- 周産期からの母子保健事業を通じて、虐待の早期発見に努め、適切な支援を行います。
- 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。

- 児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。
- 民生委員児童委員や主任児童委員など、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。

⑥ ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）

《生活支援》

【保育所への優先的入所】

- ひとり親家庭が安心して就労・求職活動等ができるよう、保育所入所を優先します。

【病児保育】

- 児童が発熱等急な病気になった場合、小児科に併設された専用スペースにおいて、保育士等が一時的に保育する事業を実施します。

【子育て短期支援事業】

- 仕事や病気で一時的に家庭での養育が困難になった子どもについて、児童養護施設等での預かりを行います。

《経済的支援》

【児童扶養手当の支給】

- 母子家庭・父子家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。

【母子・父子及び寡婦福祉医療費助成】

- 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子か父母のいない子で、18歳未満または、高等学校在学中の20歳未満の方、及び寡婦に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

- 母子家庭・父子家庭、寡婦に対し、修学や技能取得等に必要な資金を貸し付け、経済的な自立を支援します。

【保育料等の軽減】

- 母子家庭・父子家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所や放課後児童クラブ等の保育料を軽減します。

《就業支援》

【各種就労支援】

- 「自立支援教育訓練給付金」制度による介護福祉士等の資格取得の促進を図るとともに、「高等職業訓練促進給付金」制度の運用を通じ、経済的自立につながる看護師や保育士等の専門性の高い資格取得のための受講期間において、必要な生活支援を行います。
- 個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立て、ハローワーク等と連携しながら、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。

《相談体制の充実》

【相談員・支援員による相談】

- 家庭相談員を配置し、養育費の取り決め等を含めた経済的な相談に対する助言を行います。
- 母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭に対する子どもの進学や親の就労につながる資格取得等に関する経済的な相談・助言を行います。
- 母子・父子生活支援員を配置し、子どもの養育や生活全般に関する相談・支援を行います。

3 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

① 子ども発達センターと地域での障がい児支援

- 子どもの発達についての勉強会や連絡会等でのケース検討を引き続き行い、医療機関との連携強化に努めます。
- 子どもの発達の状態や特性に応じた関わりができるよう、スタッフの充実を図りながら、訪問療育や施設支援を引き続き行うとともに、必要に応じ個別のケース会議や協議を行う場を設け、各関係機関との情報共有体制の強化に努めます。
- 「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業を推進する中で、子ども発達センターと関係自治体が抱える療育に係る課題解決のため、各種学習会等の開催を通じ、療育関係者の広域的なスキル向上につなげます。



○機能訓練室の様子（子ども発達センター）



○診療の様子（子ども発達センター）

② すぎのこ園での障がい児支援

- 子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に係る関係職員の質の向上に努めます。
- 保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等からの施設見学等の受け入れを引き続き行い、関係施設及び職員との連携を図ります。

4 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に制度を運用するとともに、周知・広報の強化による制度に関する認知度の向上を図ります。

また、子育てワンストップサービス※の活用等を通じ、各制度の事務手続きの簡素化・効率化を進めるとともに、市民にとって利便性の高い支援を行います。

① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

- 児童手当・児童扶養手当に係る法定受託事務については、適宜適切に実施します。
- 制度に関する周知・広報を強化するとともに、児童手当に関しては、子育てワンストップサービスを通じ電子申請できる手続を拡大するなど、利便性の向上を図ります。

② 福祉医療制度の運用

- 子育て世帯への経済的支援として、乳幼児、小中学生、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。
- 出生や転入等のライフイベントの際に漏れなく制度の案内を行うなど、周知・広報の徹底を図るとともに、市民ニーズ等に応じた制度の見直しについて、効果や財源等を整理しながら、国や県に対しても必要な働きかけを行います。



○子ども子育てに関する啓発パンフレット

2 地域での子どもと子育ての支援

施策の目的

子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	37.3 回	50 回

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望めます。
- 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO 法人などが、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

取組体系

- （１）地域における子育て支援の充実
- （２）地域における子どもの健全育成



○子育て支援センターの様子（幼児教育センター）

1 地域における子育て支援の充実

地域における子どもと子育ての支援を進めるため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が相互に交流等を行う地域子育て支援センター、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業を推進します。

また、子育て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えようとする市民意識の醸成を図ります。

① 地域子育て支援機能の充実

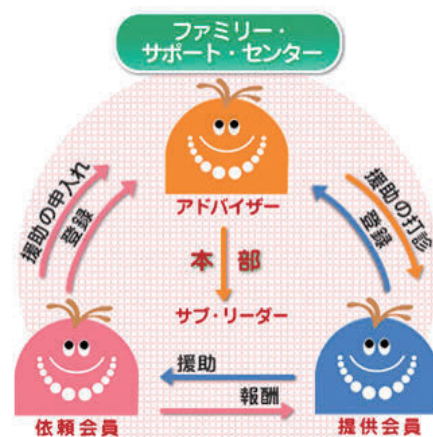
- 地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。

【取組の目標】＊『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
地域子育て支援拠点事業 〔月あたり延べ利用人数〕	8,402 人	7,950 人
〔実施体制〕	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施	

② ファミリーサポートセンターの運営

- 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。
- 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めます。
- 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ります。
- 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間における会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、本市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行います。



○ファミリーサポートセンターの仕組み

【取組の目標】 ＊『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
ファミリーサポートセンター事業 〔延べ利用人数〕	1,703 人	1,810 人
〔延べ利用人数〕		1,810 人

③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

- 市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がりと活性化を図ります。

④ 子育てサポーターの養成

- 子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。
- 子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。

⑤ 子育て支援意識の高揚

- 地域に向けた子育て講演会・地域懇談会等のふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。
- 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催します。



○親子ふれあい遊びの様子

⑥ 事業者の子育てに対する理解促進

- 企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図ります。
- 全国運動であるイクボス[※]の普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げることに努めます。



○父親向け育児講座（絵本ライブ）の様子



○企業向けイクボスセミナーの様子

2 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。

また、天候の影響を受けることなく子どもと保護者が楽しく遊べる「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、運営することにより、子どもと子育てを通じ人が集い、繋がり合う場の創出を図ります。

① 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進

- 市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質や施設の環境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。
- 就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。
- 放課後児童の見守り対策として、放課後子ども教室[※]等を活用した一体的な事業展開のほか、施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室を活用した一体型の放課後児童クラブの開設について検討します。なお、その際は、教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
放課後児童健全育成事業〔利用実人数〕	2,499 人	3,082 人
1 年生	781 人	996 人
2 年生	706 人	855 人
3 年生	472 人	575 人
4 年生	280 人	345 人
5 年生	159 人	196 人
6 年生	101 人	115 人
〔利用定員〕	2,810 人	3,255 人

② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

- 地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。
- 「西九州させぼ広域都市圏」の重点事業として、天候の影響を受けることなく、『遊びを通じて親子が学び・育つ場』として、「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、適切な運営を行います。



○子どもの屋内遊び場イメージ図

3 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
保育所等待機児童数（10 月 1 日現在）	5 人	0 人
幼児教育・保育の量の確保率※ （10 月 1 日現在）	100.7%	100%

※幼児教育・保育の見込み量に対する入所者数の割合

市民等に求められる基本的な姿勢・役割

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。
- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

取組体系

- （1）幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- （2）幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開



○園児の様子（白南風幼稚園）

1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、幼児教育センター^{*}を中枢として、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育環境の充実

- 幼児教育・保育施設においては、質の高い教育・保育の提供が可能となるよう、教育・保育環境の整備を進めます。
- 幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。
- 安定した保育の提供及び利用者の利便性向上に鑑み、保育を必要とする全ての子どもについて、保育所等における保育標準時間（1日11時間）の利用を可能とします。
- 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を考慮する中で、国の人づくり革命の1つでもある幼児教育・保育の無償化や保育料階層の細分化等による軽減を図ります。
- 離島における保育の確保にあたっては、小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行うとともに、状況に応じ、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を図ります。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 保育人材の確保にあたっては、保育士等の処遇改善を図るとともに、保育施設等に対する人件費の一部助成等の支援を行います。また、雇用対策や若年層の移住・定住促進等の多方面での保育人材の確保に係る各種取組を展開しつつ、国や長崎県など市域を超えた関係機関等とも連携を図りながら、さらなる成果の向上につなげます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する実地の検査・確認及び立入調査を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図ります。



○保育所等監査の様子

- 幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。
- 幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において教職員向けの研修等を合同で開催します。
- 保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直し等を通じ、全市的に保幼小連携を推進します。
- 特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。

2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり、病児保育等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

① 延長保育等の実施

- 子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、適宜、実情や市民ニーズ等に応じた最適な支援について検討を行います。
- 休日保育について、地域バランスを考慮し、市内全域で均衡のとれたサービスの適切な提供に努めます。
- 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において、地域の実情に応じた活用に考慮しながら、一時的な預かりによる必要な保育を行います。



○園庭の様子（白南風幼稚園）

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
延長保育事業（時間外保育） 〔利用実人数〕	3,640 人	3,670 人
〔利用実人数〕		3,670 人

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
一時預かり事業（幼稚園在園児） 〔延べ利用実人数〕	116,216 人	153,340 人
〔延べ利用実人数〕		153,340 人

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
一時預かり事業（幼稚園在園児以外） 〔延べ利用実人数〕	5,129 人	2,500 人
〔延べ利用実人数〕		2,500 人

② 病児保育の推進

- 乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。
- 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、居住地や勤務地に近い施設を利用できるなど、利用者のニーズに合わせたサービスの提供を図ります。

【取組の目標】 * 『子ども・子育て支援事業計画関係』 地域子ども・子育て支援事業

量の見込み〔上段〕・確保方策〔下段〕	平成 30 年度	令和 6 年度
病児保育事業〔延べ利用人数〕	2,764 人	3,200 人
〔利用定員〕	6,762 人	9,408 人

③ その他の保育事業

- 乳児担当の看護師または保健師の配置促進を継続して実施するとともに、医療的ケア児も含め、障がい児保育等における量及び質の両面での充実を図ります。

第5章 子ども・子育て 支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係)

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

3－5歳 幼児期の教育を受ける子ども（第19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性のある子ども（第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要性のある子ども（第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

1 量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口（各年9月30日現在）をもとに、平成26年度から平成30年度までの5年間平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値に、今後予定されている大型宅地開発による影響を加味した上で算出しました。

2 量の見込みと確保方策

〔教育・保育の量の見込み〕（1号・2号・3号認定の見込み数【単位：人】）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
2号認定	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
3号認定（0歳）	946	972	996	1,007	1,020
3号認定（1・2歳）	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
合計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

〔確保方策の方向性〕

- ・教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。
- ・なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

		令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込み		2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
確保方策	特定教育 保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
	特定地域型 保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
	確認を受け ない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育 施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
合計（再掲）		2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790

《参考》エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月策定）の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の 6 つのエリア別に量の見込みを行っており、前頁の確保方策の運用に際し、補完する参考資料として示すものです。

6つのエリア

- 1 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 2 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 3 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内支所管内〕
- 4 日宇〔日宇支所管内〕
- 5 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 6 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕



エリア	認定選別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本庁・宇久	1号認定	884	830	803	786	786
	2号認定	1,038	975	943	923	923
	3号認定（0歳）	275	280	286	290	292
	3号認定（1・2歳）	748	776	781	787	791
	合計	2,945	2,861	2,813	2,786	2,792
相浦・黒島	1号認定	415	409	398	390	382
	2号認定	487	480	467	458	449
	3号認定（0歳）	126	129	132	133	135
	3号認定（1・2歳）	368	371	373	377	378
	合計	1,396	1,389	1,370	1,358	1,344
早岐・針尾・江上・ 宮・三川内	1号認定	613	582	577	586	581
	2号認定	720	684	678	688	682
	3号認定（0歳）	204	208	211	214	216
	3号認定（1・2歳）	556	569	574	577	579
	合計	2,093	2,043	2,040	2,065	2,058
日字	1号認定	393	412	425	418	426
	2号認定	462	484	499	491	500
	3号認定（0歳）	131	142	151	153	159
	3号認定（1・2歳）	344	378	406	416	420
	合計	1,330	1,416	1,481	1,478	1,505
大野・中里皆瀬・ 柚木	1号認定	427	397	380	381	389
	2号認定	502	466	447	447	457
	3号認定（0歳）	136	138	141	142	143
	3号認定（1・2歳）	355	382	383	386	387
	合計	1,420	1,383	1,351	1,356	1,376
吉井・世知原・ 小佐々・江迎・ 鹿町	1号認定	261	245	234	224	224
	2号認定	307	288	275	263	264
	3号認定（0歳）	74	75	75	75	75
	3号認定（1・2歳）	206	218	219	216	215
	合計	848	826	803	778	778

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 2 号関係)

1 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

2 量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

〔事業内容〕

- 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。下記 3 つの設置形態があります。

基本型	地域子育て支援拠点等の身近な場所から、地域における子育て支援のネットワークを利用しながら、子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
特定型	主に市区町村の窓口で、子どもとその保護者が幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
母子保健型	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業。

〔量の見込みと確保方策〕

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

〔確保方策の方向性〕

- ・市（子ども未来部窓口くすこやかプラザ）において、特定型として保育コンシェルジュを配置し、母子保健型として子育て世代包括支援センター（ままんちさせぼ）を設置し、利用者への支援を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

〔事業内容〕

- 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（月あたり 延べ利用人数）	8,290 人	8,200 人	8,120 人	8,030 人	7,950 人
確保方策（実施体制）	・ 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施。				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

③ 妊婦健康診査

〔事業内容〕

- 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,960 人 23,520 回	1,930 人 23,160 回	1,900 人 22,800 回	1,870 人 22,440 回	1,840 人 22,080 回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	・実施場所：医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO 血液型」、「Rh 血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B 型肝炎抗原検査」、「C 型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV 検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース 50 get」、「ATL 抗体検査」、「一般細菌培養 GBS」 ・実施時期：随時実施				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・妊婦健康診査の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・14 回の妊婦健康診査を継続して実施します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

〔事業内容〕

- 生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (対象者数)	1,910 人	1,890 人	1,860 人	1,830 人	1,800 人
確保方策（実施体制）	・ 市（子ども保健課）において実施。家庭訪問員（平成 30 年度：14 人）、助産師（平成 30 年度：5 人）が訪問。 ・ 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ・ 専門家による研修や訪問員相互の研修を行うことで、引き続き家庭訪問員や助産師の資質向上を図ります。

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(イ) 養育支援訪問事業

〔事業内容〕

- 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。
(家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞)

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ訪問世帯数)	170 件	170 件	170 件	170 件	170 件
確保方策 (実施体制)	・ 市 (子ども保健課) において実施。 ・ 養育支援家庭訪問員 (平成 30 年度 : 5 人)、養育支援助産師 (平成 30 年度 : 5 人) が訪問。 ・ 1 回あたりの支援時間は 2 時間以内とし、回数は 8 回を限度。				

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 養育支援訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。
(平成 28 年度～30 年度実績の平均値)

〔確保方策の方向性〕

- ・ 養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ・ 関係機関との更なる連携を図ります。
- ・ 家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

(ロ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

〔事業内容〕

- 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

〔今後の方針〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施の有無 (実施体制)	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施
	・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。				

⑥ 子育て短期支援事業

〔事業内容〕

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ利用人数)	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
確保方策 (延べ利用人数)	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・子育て短期支援事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設（4 施設＜市内 2 施設＞）や里親等に委託して実施します。

⑦ ファミリーサポートセンター事業

〔事業内容〕

- 乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,740 人	1,750 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人
確保方策 (延べ利用人数)	1,740 人	1,750 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ファミリーサポートセンター事業の量の見込みについては、利用実績をもとに会員数の増加状況を加味して算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

⑧ 一時預かり事業

〔事業内容〕

- 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
幼稚園型Ⅰ	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業。
幼稚園型Ⅱ	幼稚園において、保育を必要とする2歳児について、定期的に預かる事業。

〔量の見込みと確保方策〕

幼稚園在園児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
確保方策 (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人

幼稚園在園児以外	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
確保方策 (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 一時預かり事業の量の見込みについては、教育・保育の量の見込みをもとに利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 幼稚園型の一時預かり事業と保育所の一時預かり事業について、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑨ 延長保育事業

〔事業内容〕

- 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の 11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人
確保方策 (利用実人数)	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 延長保育事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 保育所、認定こども園等において 1 時間以上の延長保育事業を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑩ 病児保育事業

〔事業内容〕

- 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

病児対応型	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
病後児対応型	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
体調不良児対応型	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ利用人数)	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人
確保方策 (延べ利用定員数)	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・ 病児保育事業の量の見込みについては、利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の病児保育室で病児保育事業（病児対応型）を実施しており、今後も継続して実施します。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〔事業内容〕

- 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (利用実人数)	2,736 人	2,843 人	2,955 人	3,027 人	3,082 人
1 年生	880 人	916 人	954 人	978 人	996 人
2 年生	753 人	785 人	818 人	839 人	855 人
3 年生	507 人	528 人	551 人	565 人	575 人
4 年生	314 人	323 人	332 人	339 人	345 人
5 年生	178 人	184 人	189 人	193 人	196 人
6 年生	104 人	107 人	111 人	113 人	115 人
確保方策 (利用定員数)	2,975 人	3,055 人	3,135 人	3,215 人	3,255 人

〔量の見込みの算出方法〕

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みについては、利用実績の増加率、児童生徒数の将来推計をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・市民ニーズに対応するため必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給・確保します。
- ・施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室の活用を視野に入れた放課後児童クラブの開設を検討します。なお、その際には教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。				

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

[新規参入施設等への巡回支援]

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援等を行う事業です。

[認定こども園特別支援教育・保育経費]

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業です。

【今後の方針】

国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。

4

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究の中核を担う施設である幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや特別支援教育等、研究テーマの企画・立案や調査方針の調整等を行います。

また、佐世保市保育会や佐世保私立幼稚園協会等の関係団体と連携し、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設に対し研究結果の情報を発信します。さらに、多様な施設・形態に応じた研修内容や実施方法等を検討するなど、幼児教育・保育に関する研修拠点としての役割を果たします。

一方、特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭や保育士の資質向上を図ります。

3 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業*を行う者の連携並びに保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

市内全ての保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等の連携を図るため、平成 24 年度に「保幼小連携接続カリキュラム」の策定、平成 27 年度に要録様式の統一を行いながら、保幼小の連携事業を実施しています。

引き続き、保幼小連携推進会議や関係施設との連携を深めることにより、全市的に保幼小連携を推進するとともに、国における各種要領の改定等の動向を見ながら、「保幼小連携接続カリキュラム」のさらなる活用や必要な見直しを進めます。

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCA サイクルの実践)を行い、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

資料編

1 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

※任期：平成29年9月4日～令和元年9月3日

	所属団体等	役職名等	委員名	所属分科会	備考
学識経験者	長崎短期大学	副学長	川原 ゆかり		会 長
学識経験者	長崎国際大学	社会福祉学科 講師	安藤 佳珠子	(Ⅰ) 母子保健の推進と 安心な育児環境の充実	分科会長
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科 院長	池田 修三		
子育て支援団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員会)	副部会長	樋渡 尚子		
関係団体	自閉症親の会佐世保地区		田吉 春美		
関係団体	長崎県佐世保子ども・女性・障害者支援センター	所長	樋口 昌巳		副分科会長 平成30年5月18日～
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		糸永 真利子		
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		佐藤 沙織		
子育て当事者 (保護者など)	佐世保市PTA連合会	副会長	山口 豊	(Ⅱ) 地域での子ども・ 子育て支援	分科会長
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	菊永 昌和		
保育関係	佐世保市学童保育連絡協議会	副会長	中尾 信子		
小学校	佐世保市小学校長会	佐世保市立天神小学校長	蒲川 法子		副分科会長
子育て支援団体	子育てサークルネットワークさせぼ	顧問	古市 泰子		平成31年1月29日～
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		永野 智子		平成30年5月18日～
企業関係	佐世保商工会議所	議員	小川 寛	(Ⅲ) 幼児教育・保育の充実	副会長・分科会長
保育関係	佐世保市保育会	総務委員	和田 かおる		平成30年9月5日～
保育関係	佐世保私立幼稚園協会	会長	朝野 卓也		副分科会長
保育関係	長崎県子育て支援協会	会長	仲尾 勝利		
子育て当事者 (保護者など)	佐世保私立幼稚園PTA連合会	副会長	中根 悠子		平成30年7月2日～
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		津田 沙耶		

・事務局：子ども未来部子ども政策課

2 佐世保市子ども・子育て会議審議経過

時 期		全体会	分科会
平成 30 年 度	9月21日(金)	第1回全体会 開催 ・市長から子ども・子育て会議への諮問 ・計画策定の基本的な考え方について ・策定スケジュールについて	
	11月7日(水)	第2回全体会 開催 ・子ども・子育てに関する現状と課題について ・子ども・子育てに関する基礎調査について ・今後における調査審議の方法について ※分科会の設置について了承	佐世保市子ども・子育て会議分科会設置 (Ⅰ)母子保健の推進と安心な育児環境の充実 (Ⅱ)地域での子ども・子育て支援 (Ⅲ)幼児教育・保育の充実
	2月6日(水)(Ⅲ) 2月7日(木)(Ⅰ)・(Ⅱ)		第1回分科会 開催 (1) 分科会長・副分科会長の選出 (2) 次期「新させぼっ子未来プラン」の策定について ①分科会の分野における佐世保市の現状・課題について ②現状・課題を受けての取組について ③まとめ ※ワークショップ形式
	3月26日(火)	第3回全体会 開催 ・第1回分科会の報告について ・次期「新させぼっ子未来プラン」(仮称)の骨子案の整理について	
平成 31 年 度	4月23日(火)	第4回全体会 開催 ・平成31年度における策定作業プロセスについて ・次期プランの検討材料について ・次期プランの構成及び新たな視点等について	
令和 元 年 度	7月1日(月)(Ⅲ) 7月2日(火)(Ⅱ) 7月4日(木)(Ⅰ)		第2回分科会 開催 ・今後の取組の方向性・支援事業の内容について ①子ども・子育て支援事業計画について ②次世代育成支援行動計画について ※ワークショップ形式
	8月7日(水)(Ⅰ) 8月8日(木)(Ⅱ)・(Ⅲ)		第3回分科会 開催 ①次期「新させぼっ子未来プラン」[案]について
	8月26日(月)	第5回全体会 開催 ・次期「次世代育成支援佐世保市行動計画及び佐世保市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る答申案について	
	9月2日(月)	答 申 ・子ども・子育て会議 川原会長から市長へ審議結果の答申	

3 用語解説

あ行

■イクボス

「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」を指す言葉。

か行

■核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦とその子ども、父子世帯や母子世帯、両親または父母のどちらか一方と未婚の兄弟姉妹のいずれかからなる家族。若者の一人暮らしや高齢者の一人暮らしは単身世帯に分類。

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

■子育て世代包括支援センター

妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みを切れ目なく相談できる窓口。

■子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する計画。

さ行

■佐世保市教育基本方針

教育振興基本計画において、「新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める」と定めている。

■相対的貧困

所得が少ないことによって、自分が所属する社会の他の人々が通常手に入れられる物やサービスが手に入れられない、通常経験できることが経験できないといった状態におかれていること。

た行

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯の人数の平方根で割ったもの。

な行

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。

は行

■保育コンシェルジュ

子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供する職員。

■放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。

■貧困率(相対的貧困率)

相対的貧困がどの程度存在しているかを量的に表す指標。統計的方法で貧困ラインを算出し、それに満たない所得で生活している人々の割合。

※厚生労働省では、OECD（経済協力開発機構）の基準に基づき、等価可処分所得の中央値の半分を「貧困線」の値とし、「貧困線」の値を下回る等価可処分所得しか得ていない者の全体に対する割合を算出している。

や行

■幼児教育センター

幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する情報提供等を行う地域の拠点のこと。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ワンストップサービス

1 か所で様々な相談や行政手続きを行うことができるサービスのこと。

第2期 新させぼっ子未来プラン

発行年月：令和2年3月

発行：佐世保市子ども未来部子ども政策課
(〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

電話：0956-24-1111（代表）

電子メール：kodosei@city.sasebo.lg.jp



